

## 告 示

### 埼玉県告示第九百九十三号

埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）第三十条第二項の規定により読み替えて適用される埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第四条第三項の規定により、入間市から入間市の区域内において行われる入間都市計画事業（仮称）木蓮寺・南峯地区土地区画整理事業について環境影響評価調査計画書の提出があった。

なお、関係地域が所在する市町村並びに環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

令和六年九月三日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 関係地域が所在する市町村

飯能市、入間市、東京都青梅市、東京都羽村市、東京都瑞穂町

#### 二 環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間

##### イ 場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県西部環境管理事務所

飯能市環境緑水課

入間市都市計画課

東京都青梅市環境政策課

東京都羽村市環境政策課

東京都瑞穂町環境課

##### ロ 期間

令和六年九月三日（火）から令和六年十月三日（木）まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。）